**地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書　　新旧対照表**

| **改定後（第4.0版）** | **現行（第3.1版）** |
| --- | --- |
| **第２章　データ要件の標準について****２.１ データ要件の標準について**（略）**２.２ 基本データリスト**(1) 作成方針（略）(2) 各カラムの説明(a) 本体（略）⑩ 繰り返しデータ項目の値が２個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。また、出力については、繰り返しの値の数だけデータを作成することとし、管理する値がない場合においては、null又はEmpty（空値）を出力すること。⑪ データ出力条件（A） 「⑯ 実装類型」が「◎」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。・データ出力条件が「必須」の場合は、null又はEmpty（空値）で出力することを許容せず、必ず値を保持しなければならない。・データ出力条件が「条件付き必須」の場合であって、「⑫ 項目説明」のカラムにおいて「※※」として記載された条件に当てはまるときは、必ず値を保持しなければならない。・データ出力条件が「任意」の場合は、null又はEmpty（空値）で出力することを許容する。（B） 「⑯ 実装類型」が「○」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。　（B-1）当該データ項目に関連する機能を実装する場合は、(A)に準じて出力する。　（B-2）当該データ項目に関連する機能を実装しない場合は、・当該データ項目が属するグループに規定される全てのデータ項目の「⑯ 実装類型」が「○」となっている場合：出力不要・それ以外の場合：null又はEmpty（空値）で出力する。なお、当該データ項目に関連する機能を実装しない場合においても、当該データ項目を保持する場合は、当該データ項目を(A)に準じて出力する。（略）**２.３ 文字要件** (1) 文字の標準化により目指す姿（略）(2) 文字セット、文字コード及び文字フォント各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。　全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用することとする。　標準準拠システムにおいて、文字フォントに収録されていない文字を受信した際には、アラート等を表示して注意喚起をすることも可能とする。氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。・行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。・行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。氏名等以外の文字フォントについては任意とする。なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット、文字コード及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することを経過措置として可能とする。経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。(3) 文字符号化方式　各標準準拠システムの間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。**２.４ データモデル（ER図）**（略） | **第２章　データ要件の標準について****２.１ データ要件の標準について**（略）**２.２ 基本データリスト**(1) 作成方針（略）(2) 各カラムの説明(a) 本体（略）⑩ 繰り返しデータ項目の値が２個以上必要と考えられるが、機能標準化基準では個数が規定されていない項目について、最大個数を記載している。また、出力については、繰り返しの値の数だけデータを作成することとし、管理する値がない場合においては、nullを出力すること。⑪ データ出力条件（A） 「⑯ 実装類型」が「◎」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。・データ出力条件が「必須」の場合は、nullで出力することを許容せず、必ず値を保持しなければならない。・データ出力条件が「条件付き必須」の場合であって、「⑫ 項目説明」のカラムにおいて「※※」として記載された条件に当てはまるときは、必ず値を保持しなければならない。・データ出力条件が「任意」の場合は、nullで出力することを許容する。（B） 「⑯ 実装類型」が「○」となっているデータ項目の値について次のとおりとする。　（B-1）当該データ項目に関連する機能を実装する場合は、(A)に準じて出力する。　（B-2）当該データ項目に関連する機能を実装しない場合は、・当該データ項目が属するグループに規定される全てのデータ項目の「⑯ 実装類型」が「○」となっている場合：出力不要・それ以外の場合：nullで出力する。なお、当該データ項目に関連する機能を実装しない場合においても、当該データ項目を保持する場合は、当該データ項目を(A)に準じて出力する。（略）**２.３ 文字要件** (1) 文字の標準化により目指す姿（略）(2) 文字セット、文字コード及び文字フォント各標準準拠システムが保持する氏名等（氏名／旧氏／通称、世帯主の氏名、本籍、筆頭者及び住所／方書（左記の情報を基に記録される他の項目も含む。以下同じ。））の文字セットは行政事務標準文字（デジタル庁は、文字一覧表を別途定めるものとする。）、各標準準拠システムにおける氏名等以外の文字セットは行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012とし、いずれの場合も文字コードはJIS X 0221:2020とする。　全ての標準準拠システム間において氏名等を情報連携する場合には、行政事務標準文字を利用する。また、スマートフォンや、統一的な文字の連携規定がない外部システムとの連携は、JIS X 0213:2012を使用し、独自施策システムとの連携は、各システムでの要件に応じて行政事務標準文字又はJIS X 0213：2012を使用することとする。氏名等の文字フォントについては、以下の字形を参考に、各システムで必要とされる文字フォントを用意し、実装することとする。・行政事務標準文字のうち一般社団法人文字情報技術促進協議会が定めたIPAmj明朝フォントに実装されている文字については、その字形を参考とする。・行政事務標準文字のうち初期整備の対象となる、IPAmj明朝フォントに実装されていない文字については、デジタル庁が作成した行政事務標準文字図形を参考とする。氏名等以外の文字フォントについては任意とする。なお、戸籍システム及び戸籍附票システムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とする。また、戸籍システム及び戸籍附票システム以外のシステムは、従来の文字セットを、行政事務標準文字と対応させて保持することで、従来の文字セット及び文字フォントを使用することは、経過措置として可能とするが、経過措置の期間については、全ての地方公共団体における標準準拠システムへの移行完了の期限を目途とし、令和５年度中に、デジタル庁及び総務省が別途定める。ただし、経過措置を適用する場合においても、標準準拠システムから他の標準準拠システムに情報連携する場合には、行政事務標準文字を使用することとする。デジタル庁は、関係機関との連携の下、文字フォントや同定支援ツール及び代替マップの管理運用の環境を整備し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組に積極的に協力をする事業者や市区町村と段階的に実証することとする。(3) 文字符号化方式　各標準準拠システムの間の連携のための符号化方式については、UTF-8とする。　なお、標準準拠システム内の符号化方式については、UTF-8 又はUTF-16とする。**２.４ データモデル（ER図）**（略） |